

## 令和 4 年度 飯塚市コミュニティ交通運行事業者等の選定について

## (1) 契約期間について

令和 3 年度については、令和 4 年度からの大規模な交通体系再編を控えていたことから、1 年間の単年度契約としていた。

交通体系再編後の令和 4 年度からは、従来のように事業者と 3 年間の基本協定を締結し、それに基づく委託契約を各年度で締結する。

## (2) 事業者の選定方法について

	令和 3 年度 (R3 年度運行分)	令和 4 年度 (R4 年度～R6 年度運行分)
コミュニティバス 運行業務委託	プロポーザル	プロポーザル
予約乗合タクシー 受付業務委託	プロポーザル	プロポーザル
予約乗合タクシー 運行業務委託	プロポーザル	プロポーザル
エリアワゴン 運行業務委託	—	プロポーザル

事業者選定に係る国土交通省のガイドラインに基づき、プロポーザル方式により選定することとする。